

入札制度の見直しについて（令和7年度より）

各務原市では、例年、国等の制度改正や社会情勢の変化などにより、契約制度の見直しを行なっております。令和7年度におきましても令和7年4月1日より下記のとおり制度改正を行います。

○一般競争入札の拡大について

入札の競争性をより一層確保するため、一般競争入札で行う工事の対象金額を下記のとおり変更いたします。

※「土木一式工事・ほ装工事」の対象金額に変更はありません。

一般競争入札で行う工事の対象金額

工事業種	新	旧
土木一式工事・ほ装工事	【変更なし】	設計額等が4000万円以上のもの
上記以外の工事	設計額等が8000万円以上のもの	設計額等が1億円以上のもの

○各務原市発注の建設工事見積もり期間について

入札不調等を防止するため、各務原市発注建設工事の指名競争入札及び随意契約（単価契約含む）に関して、見積もり期間を下記のとおり一部変更します。

A 予定価格が1円～500万円未満 →見積もり期間6日（変更なし）

4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
水	木	金	土	日	月	火	水	木
通知	①	②	③	④	⑤	⑥	入札	開札

B 予定価格が500万円から1000万円未満 →見積もり期間13日（変更）

4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
通知	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	入札	開札

C 予定価格が1000万円以上5000万円未満 →見積もり期間13日（変更なし）

4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
通知	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	入札	開札

D 予定価格が5000万円以上 →見積もり期間15日（変更）

4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/20	4/21
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
通知	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	入札	⑰	⑱	開札

○工事に係る設計・監理・調査・測量等委託契約（以下「工事に係る委託契約」）の
最低制限価格制度導入について

品質確保やダンピング受注を防止するため、工事に係る委託契約に最低制限価格制度を導入します。

対象となる工事に係る委託契約	入札に付する予定価格が１００万円以上のもの
最低制限価格の計算式	入札書比較価格（予定価格の税抜金額）に１０分の６を乗じて得た額（千円未満切上げ）に１００分の１１０を乗じて得た額

○各務原市建設工事現場代理人常駐緩和基準の改正について

建設業法施行令改正に伴い、現場代理人についても兼任させようとする２件の工事の合計請負金額の上限額を引き上げます。

第２条（緩和・兼任の基準）

	変更前	変更後
(２)	兼任させようとする２件の工事の請負金額（契約変更があった場合はその後の金額）の合計が税込み４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満である工事。 この場合において、前号の工事については１件の工事とみなすことができる。	兼任させようとする２件の工事の請負金額（契約変更があった場合はその後の金額）の合計が税込み４，５００万円（建築一式工事の場合は９，０００万円）未満である工事。 この場合において、前号の工事については１件の工事とみなすことができる。

以上